

2014 年 4 月 1 日

(株)東京環境測定センターニュース

(No. 179)

1. 法令改正

(1) 水質基準に関する省令等の一部を改正する省令

平成 26 年 2 月 28 日付けで水道法水質基準に関する省令(厚生労働省令第十五号)が公布されました。平成 26 年 4 月 1 日より施行です。水道法の水質基準に亜硝酸態窒素(基準値 : 0.04 mg/l 以下であること)が追加され、今までの 50 項目から 51 項目になりました。建築物における衛生的環境の確保に関する法律も改正され亜硝酸態窒素(基準値 : 0.04 mg/l 以下であること)が追加されました。それに伴いビル衛生管理法に基づく特定建物の飲料水検査項目も省略不可項目 10 項目が 11 項目となりました。

(2) 公共用水域水質環境基準、地下水環境基準、土壤環境基準及び排水基準等に係る告示の一部を改正する告示

公共用水域水質環境基準測定方法等に引用している日本工業規格(JIS)K0102 (工場排水試験方法) は、平成 25 年 9 月 20 日付けで改正され、分析技術の向上及び新たなニーズである環境配慮に対応した分析方法が導入されました。

この改正を受け、環境省では同規格の改正内容のうち、公定分析法への導入が適当であるものを公定分析法に適用するための告示改正の検討を行った結果、平成 26 年 3 月 20 日に新たな分析方法(「流れ分析法」、「試料を濃縮するためのキレート樹脂による分離濃縮法」)が追加された告示が公布されました。

(3) 土壤の汚染に係る環境基準についてなどの一部改正

「土壤の汚染に係る環境基準について」(平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号) の別表「1, 1-ジクロロエチレン」の項の環境上の条件について、「検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。」とされていましたが、今回 0.02mg 以下から 0.1mg 以下に改正されました。

これは、平成 21 年 11 月に「1, 1-ジクロロエチレン」を含む 4 項目について、水質汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の基準値が変更された事を踏まえ(「1, 1-ジクロロエチレン」については、検液 1 L につき 0.02mg 以下から 0.1mg 以下に変更)、平成 25 年 10 月 7 日、環境大臣から中央環境審議会に対して「土壤の汚染に係る環境基準及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について」の諮問がなされ、平成 26 年 3 月 3 日に「土壤の汚染に係る環境基準の見直しについて(第 1 次答申)」が取りまとめられた結果、告示改正を行うに至りました。

(4) 石綿障害予防規則の一部を改正する省令

今回の改正案は、石綿の漏洩・飛散が確認される事案が発生したことに加え、今後、石綿が使用されている建築物の老朽化に伴う解体工事などの増加が予想されることを受けて、石綿含有保温材、耐火被覆材等による石綿ばく露防止対策の強化と除去等の工事に伴う隔離した作用場所からの石綿等の漏洩防止対策の強化から新たな規定を加えたものです。改正の内容は次のとおりです。

① 石綿等が使用されている建物等について

労働者を就業させる建築物等において、現行で吹付け石綿等(レベル1)に適用されている第10条について、保温材、耐火被覆材等(レベル2)の損傷、劣化において、労働者が石綿等の粉じんにはく露するおそれがある場合にも、吹付け石綿等(レベル1)と同様の措置を講ずる。

② 封じ込め、囲い込み作業

保温材、耐火被覆材等(レベル2)の封じ込め、囲い込みの作業に労働者を従事させる場合は、吹付け石綿等(レベル1)の封じ込め、囲い込みの作業を行う場合と同様の措置を講ずる。

③ 吹き付け石綿等の除去等の作業

事業者が講ずべき処置として「前室に加え、洗身室と更衣室を設置」など5項目を新たに加える。

平成26年6月1日より施行されます。

御質問、問合せは、技術グループ 課長 坂井 TEL03(3895)1924 までお願いします。